

大館市適正入札・契約推進委員会

令和5年度 第1回定例会議事録（概要）

日 時：令和5年6月23日（金）15時00分～16時30分

場 所：大館市役所本庁舎 会議室402

出席委員：佐藤 英夫 （委員長／税理士）

齊藤 留美子 （関係業界代表／建築士）

熊谷 克史 （弁護士）

佐藤 雄幸 （学識経験者）

名村 伸一 （内部委員／大館市副市長）

日景 浩樹 （内部委員／大館市総務部長）

はじめに（略）

1. 開会

委員長： 本日は、大館市適正入札・契約推進委員会の令和5年度 第1回目の定例会を招集したところ、皆様のご出席をいただき感謝申し上げます。

それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催します。

本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。

事務局： 本日は、委員6名全員の出席をいただいておりますので、過半数に達していることを報告します。

委員長： ただいまの事務局からの報告のとおり、委員定数6名全員の方が出席しており、過半数に達しておりますので、会議を開会いたします。

本日の会議は、要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を公開と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するため、非公開とする場合には、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容については、ホームページを通じて会議の概要を公表しますので、ご承知置き願います。

3. 審査

入札・契約の運用状況について

委員長： それではこれから審査に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料1「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、令和4年度下半期の状況についてご説明いたします。

まず、業種別として、「建設工事」「測量及び建設コンサルタント等業務」「物品調達」、そして「役務提供」の4つに分類しております。

さらに、この4分類を入札方式別に区分しております。平成30年度から「建設工事」及び「測量及び建設コンサルタント等業務」に電子入札を導入したことに伴い、この2業種では「条件付き一般競争入札」「公募型指名競争入札」「通常指名競争入札」「随意契約」の4方式、「物品調達」及び「役務提供」では「条件付き一般競争入札」を除く3方式に分類しております。

また、随意契約については250万円を超える契約のみを掲載しているほか、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については普通契約と分けて記載しております。

資料1の2ページ、欄外に注釈を記載しておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率、単価契約の落札率は落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは資料1の総括表に基づき、令和4年度下半期の状況をご説明いたします。なお説明時の金額は、端数を切り捨てた数字とさせていただきます。

最初に建設工事ですが、条件付き一般競争入札は10回執行し、件数は、病院も含め74件で、契約金額は、市長部局が13億7,875万円、市立病院分が5億404万円となっております。公募型指名競争入札は、市立病院分1件のみで、契約金額は836万円となっております。随意契約は市立病院も含め5件、2,018万円で、前年同期に比べ、件数、契約額とも増加しております。

建設工事全体では、前年同期に比べ、件数で40件増加の80件、契約金額でも9億9,225万円増加し、19億1,133万円となっております。件数・契約金額とも大きく増加している要因ですが、昨年8月の豪雨による河川や道路の災害復旧工事の発注があったことや、市立総合病院地域救命救急センターの増築等工事があったことによるものです。

なお、建設工事の落札率については、対前年同期比3.6ポイント増加し、98.8%となっております。

次に、測量及び建設コンサルタント等業務についてですが、トータルでは前年同期比で、20件増加の25件、契約金額でも2億1,870万円増加し2億7,255万円となりました。これは、前年同期と比較し、災害復旧査定にかかる設計書作成業務の発注があったほか、斎場建設基

本・実施設計業務や水源調査業務の発注があったことによるものであります。

落札率は、2.1ポイント増加し96.9%となっております。

物品調達では、発注件数が前年同期比で、11件減少の31件、契約金額も1億3,887万円減少し1億4,270万円となっております。減少の主な要因は、前年同期に、市立総合病院でCT装置ほか、医療機器購入の発注件数が多かったことによるものであります。

落札率については、普通契約で1.5ポイント減少し96.1%、単価契約でも9.4ポイント減少し86.0%となっております。

役務提供については、発注件数が3件減少の47件、契約金額では1億6,893万円減少し3億2,829万円となっております。契約金額で大きな減少を見せておりますが、前年同期に、市立総合病院で5か年の長期契約となるX線循環器診断システムの保守業務の発注があり、これが減少の主な要因となっております。

落札率については、普通契約で1.2ポイント減少し96.8%、単価契約では0.1ポイント増加の97.9%となっております。

以上、令和4年度下半期の総件数は183件となり、前年同期比46件の増加となっております。また、単価契約を除く契約金額の総合計は、26億5,489万円で、9億316万円の大幅な増加となりました。

なお、総トータルの落札率については、普通契約では98.2%で1.8ポイントの増加、単価契約では91.9%で4.7ポイント減少しております。

令和4年度下半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況については、お手元の資料2「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員A： 資料2の「杉沢川河川浚渫工事」について、入札参加者が2者となっておりますが、競争性は担保されているのでしょうか。また、「林道大葛線災害復旧工事」や「林道倉の下線災害復旧工事」などで、落札率が100%、入札参加者が2者となっておりますが、このような状況となった理由は何でしょうか。

事務局： いずれの案件も、2者が入札参加の申込みをしており、1者が辞退、1者が応札した状況になっております。落札率が100%であったことについては、予定価格を公表していること、資材の値上がり等により高止まりとなった結果ではないかと捉えております。

なお、建設工事・コンサルタント等業務の入札は電子システムを使用しており、開札するまでは、入札参加者の有無はわかるものの、具体的な入札参加者数や参加者名を知るすべが

ないことから、競争性は確保されているものとして、1者による応札も有効としております。
内部委員からの補足説明あり

委員A： 「大館市立総合病院地域救命救急センター増築等整備工事（建築工事）」について、1者のみの入札参加で、落札率が100%となっていますが、先ほどの災害復旧工事と同様の理由によるものでしょうか。

事務局： 入札参加者が1者のみとなったのは、建設業界全体の働き手不足のほか、災害復旧工事の受注により人手が割かれ、工事を受注できない状況にあることも、要因の一つではないかと考えております。また、落札率が100%となっていることについては、先ほどの案件同様、資材の高騰や人件費の引き上げ等により、入札額が高止まりとなっているのではないかと考えております。

委員A： 「農地農業用施設災害復旧事業 査定設計書作成業務」を数件発注していますが、5者による見積り合わせであるのにもかかわらず、落札率が100%という案件があります。どのような理由が、考えられるのでしょうか。

事務局： 当該案件の発注にあたっては、市内の当該業務の登録業者5者を対象に見積り合わせをしておりますが、設計の完成時期が急務でかつ重なっており、1者で複数の案件を同時に受注することが困難な状況から、見積り提出の際には受注できそうな案件のみに適正に応札してきたものと思われます。結果、見積り辞退等もありながら、最低金額を提示した者と随意契約を結んでおります。なお、予定価格は公表されている公共単価を使用して積算していることから、事業者においても同様に見積り額を積算することは可能であります。

委員C： 入札ではなくて、見積り合わせでしょうか。

事務局： 随意契約のため、見積り合わせとなります。災害査定を受けるために、早急に設計することが不可欠であったことから緊急随契としております。

委員D： 見積り合わせの対象を5者とした理由は何でしょうか。

事務局： 市内の土木関係建設コンサルタント業務に登録しているのは5者であり、その5者全部を対象に見積り合わせを行っております。

委員A： 「デジタルX線透視撮影システム」では、2者の入札参加で、落札率が100%でしたが、競争入札が行われたのでしょうか。

事務局： 入札参加者2者のうち、1者の入札額は予定価格を超過、もう1者の入札額が予定価格と同額で落札し、結果、落札率100%となっております。

委員A： 「回診用X線撮影装置」や「スマートエコー」も、落札率が100%になっていますが、先ほど説明受けた件と同様の理由によるものでしょうか。

事務局： これらは、予め5～6者に対し入札参加の意向確認を経ており、結果、入札参加申込みが

2者であったものであります。なお、入札参加2者のうち、1者の入札額は予定価格を超過しています。

委員A： 市立総合病院の物品調達において、落札業者名に商店と記載されている案件があり、商店では当該物品を取り扱っていないのではとの疑念がありますが、どうなのでしょう。

事務局： 落札業者の名称に商店がついておりますが、医療機器の商社となっております。

委員C： 入札額が予定価格を超過する案件が増えているのは、医療機器だけでしょうか。

事務局： 市立病院に限らず、市長事務部局の入札においても、入札額が予定価格を超過することはあります。不落となった案件までも資料に網羅していませんが、実際、年間十数件ほどはあります。統計を取っていないため、あくまでも感覚的なものとなりますが、こうしたケースが増えている意識はあります。

委員C： 不落となった場合、予定価格を調整するのですか。

事務局： 当該案件における設計内容の見直しや、購入予定物品の品質を下げるなどの仕様の見直しによる対応が考えられます。

委員A： 資材価格の高騰をはじめ物価が上昇している中であって、今後、このような経済状況にどうやって対応していくかが課題であると思います。

委員長： 資材価格等が上昇する状況下において、発注・応札双方とも対応に迫られ大変ですが、社会情勢への変化に適宜対応していくよう配慮をお願いしたいと思います。

委員C： 電子入札の場合、開札前に何者が入札に参加しているのか、わかるのでしょうか。

事務局： 入札参加者の有無はわかりますが、何者が参加しているかは開札するまでわかりません。また、開札の結果、入札参加者全員が辞退だったということもあります。

委員長： 他にご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、市の発注に係る入札・契約の運用状況についての審査を終了いたします。

抽出事案について

委員長： それでは、次の審査事項に移ります。本委員会要綱第2条第2号の規定により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したものに關し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審査を行います。

要綱第6条の規定により、この抽出は「抽出委員」に委任し、予め選んでおります。運営要領第3条第2項の規定により、事務局の説明に先立ち、抽出委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員： それでは、審査に入る前に「抽出結果」について報告しますので、ご確認をお願いいた

します。資料3をご覧ください。

【建設工事】と【測量及び建設コンサルタント等業務】については、電子入札で執行していることから、「条件付き一般競争入札」の案件から抽出しております。【物品調達】と【役務提供】については、公募型指名競争入札の案件から抽出しております。

条件付き一般競争入札

建設工事 【大館市立総合病院地域救命救急センター増築等整備工事】

大館市立総合病院の発注となりますが、入札の執行を市長事務部局に依頼し、電子入札で発注した「大館市立総合病院地域救命救急センター増築等整備工事」から、建築工事の案件を選んでおります。

測量及び建設コンサルタント等業務【大館市公園施設長寿命化計画見直し業務】

市長事務部局が発注した11件の中から、予定価格が2番目と比較的高く、市民の身近な施設でもある「大館市公園施設長寿命化計画見直し業務」を選んでおります。

公募型指名競争入札

物品調達 【冬期灯油単価契約（大館市斎場）】

市長事務部局が発注した単価契約の中から、施設で使用する灯油の購入に係る『冬期灯油単価契約（大館市斎場）』を選んでおります。

役務提供 【漏水調査等業務】

市長事務部局が発注した普通契約25件の中から、1年6か月にわたる長期契約で、予定価格が2番目に「漏水調査等業務」を選んでおります。

随意契約

建設工事 【大館市斎場建設基本・実施設計業務】

市長事務部局が発注した案件のうち、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定し、随意契約した『大館市斎場建設基本・実施設計業務』を選んでおります。

委員長： それでは、「抽出の結果」について皆様の確認をお願いいたします。

（意見等なし）

委員長： 引き続き、事務局から「抽出事案」について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料3により説明いたします。

市立総合病院から市長事務部局に依頼し、市の電子入札システムの活用によって、市立総合病院では初の条件付き一般競争入札により発注しました「大館市立総合病院地域救命救急センター増築等整備工事（建築工事）」であります。病院正面に向かって、建物右手側（東側）の救命救急センターを増築するもので、救命救急機能を休止させないため、仮設棟を建設、一時機能を移転したのち、現行の建物を解体・増築する工程となっております。機械設備、電気工事あわせ、契約額はおよそ5億400万円となっております。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において、「建築一式A級」に登録があること、「市内に本社・本店等主たる営業所」を有すること、監理技術者として「1級建築施工管理技士」又は「一級建築

士」か、同等以上のいずれかの資格を有する者を配置できることなどを条件としています。この入札には、1 者のみの参加でありましたが、その者を落札者として決定しております。なお、電子入札システムにおいては、開札するまでに入札参加者の有無の状況はわかりませんが、入札参加者数は不明で、開札して入札参加者数がわかることになっております。これは、入札参加者においても同様であり、紙入札では最低 2 者以上の入札参加を執行条件としておりますが、電子入札では 1 者でも有効としているところであり、落札率は、事前公表している予定価格と同額の入札額であったため、100%となっております。

測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注した「**大館市公園施設長寿命化計画見直し業務**」であります。平成 29 年度に作成した長寿命化計画の見直しを図るもので、34 公園を対象とし、遊具の取り換え時期や、公園内のトイレや東屋などの改修時期などを定めるほか、より安全な公園管理を目指し、計画見直し業務を委託するものであります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において、「造園」に登録があること、「県内に本社・本店等主たる営業所又は従たる営業所」を有し、その営業所が登録されていること、配置予定技術者として、「技術士」又は「RCCM」の資格を有する者を配置できること、県内で公共機関発注の公園長寿命化計画策定業務等の施行実績を有することなどを条件としております。この入札には、3 者が参加を申込んでおり、電子入札を実施した結果、落札者 1 者を決定しております。落札率は 82.3%となっております。

続いて物品調達「**冬期灯油 単価契約(大館市斎場)**」についてです。斎場における、冬期に使用する灯油の購入単価を決めるものであります。なお、多量の使用が見込め、かつ、タンクローリー車などによって、1 回の配達量が多い施設については、施設ごとに入札によって単価を決めており、そのほか一般的な施設については、秋田県石油商業協同組合大館支部と共通単価として契約し、購入しております。タンクローリー車などで、一度に多くの量を運べることによって、配達経費が下がり、安く購入できるメリットがあるため、競争入札により単価を定めております。入札参加資格としては、市の業者登録名簿に物品調達業者として登録されていて、「燃料類」を取り扱い品目として登録している者、「市内に本社・本店又は支店・営業所等」を有していることなどを条件としております。この条件で公募したところ、3 者が参加申込をし、同じく 3 者を指名し入札を執行しております。結果、落札者 1 者を決定しており、落札率は 90.2%となっております。

続いて役務提供「**漏水調査等業務**」であります。老朽化が著しい水道管の漏水調査を、1 年 6 か月の長期契約により業務を委託するものであります。なお、令和 5 年 3 月 31 日まで 3 か年契約により実施していた調査を、引き続き実施するものであります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿に役務提供業者として登録されていて、「漏水調査」を取扱い業種として申請していること、「東北管内に本社・本店等主たる営業所又は従たる営業所」を有し、その営業所が登録されていること、県内において「水道事業に係る漏水調査」の施行実績があること、漏水調査の実務経験を 10 年以上有し、水道施設管理技士管路 2 級以上の

資格を有する者を、本業務の総括的な責任者である「業務管理責任者」として配置できることなど、厳しい条件を設定しております。このことから、県内には条件に見合う者がいなく、地域要件を東北まで拡充し公募に至った次第であります。この条件で公募したところ、4者が参加申込をし（これは全部県外の業者となっております）、同じく4者を指名し入札を執行しております。結果、落札者1者を決定しており、落札率は71.1%となっております。

最後に、随意契約の案件です。市民課が発注した「大館市斎場建設基本・実施設計業務」であります。この案件は、令和8年度供用開始を目指し、新たに建設を予定している、大館市斎場の、基本・実施設計を行うものであります。委託先を決定するにあたって、公募型プロポーザルにより構想案を出してもらい、最優秀提案者を相手方として随意契約したものであります。最優秀提案者を決定する際には、外部委員4人を含む、計6人による審査委員会を立ち上げ、厳正な審査のもと、提案のあった5者から、最終的に最優秀提案者1者を決めております。その後、最優秀提案者と協議が整ったことから、随意契約に至った次第であります。なお、契約にあたって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく「性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」、いわゆる「特命随契」と呼ばれる手続により、相手側から見積書を徴して契約に至っております。落札率は99.6%となっております。

委員長： ただいま説明がありました「抽出事案」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員A： 漏水調査等業務についてインフラ老朽化が問題となっておりますが、本市の状況はどうでしょうか。

事務局： 地表・地中での漏水への対応が必要な状況にあります。漏水を示す指標に「有収率」があり、これは総配水量に対する料金収入のあった水量の割合を指します。平成30年時点でのデータですが、本市77.85%に対し秋田県平均82.6%、全国平均87.4%となっております。

委員D： 落札者の落札率が71.1%となっており、入札参加者の入札額に大きな開きがあることから、発注課には適切な監理を行い、成果が得られるよう申し添え願います。

事務局： 発注課には、このような意見があったことを伝えます。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

（他に意見等なし）

委員長： なければ、抽出事案についての審査を終了いたします

指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い「指名停止等の運用状況」について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、40頁の「資料4」により令和4年度下半期の指名停止等の運用状況について

ご説明いたします。令和4年度下半期においては、2者1件の指名停止措置を行っております。対象業者は、株式会社ニチイ学館と株式会社ソラスト仙台支社です。愛知県及び岐阜県に所在する20の病院が発注する特定医療業務に関し、独占禁止法に違反する行為として、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令がなされております。本事案が、指名停止要綱の規定による「独占禁止法違反行為」に該当するものであるとして、要綱の基準のとおり7カ月の指名停止措置としたものであります。以上が、令和4年度下半期における指名停止の運用状況であります。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様のご審査をお願いいたします。

委員D： この指名停止により、不都合は生じませんでしたか。

事務局： 指名停止措置は入札参加者として指名してはならない旨の措置であります。指名停止措置要綱では、指名停止期間中の当該業者を、原則、随意契約の相手方としてはならない旨規定しております。

ただし、業務等に大きな支障が生じる場合には、指名停止期間でもその相手と随意契約できるよう特例を設けております。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(意見等なし)

委員長： なければ、指名停止等の運用状況についての審査を終了いたします。

その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」の案件について説明を受けます。

事務局： 資料5「低入札価格調査制度」の事案についてであります。この制度の対象は総合評価方式を採用した案件のみとされたところであり、下半期において該当となる案件はありません。

続きまして、「その他」の2件目ですが、「令和4年度 工事検査結果調書」についてであります。昨年度1年間の工事検査に関する報告であります。入札等により契約した130万円を超える工事の検査について取りまとめたものです。

昨年度の検査件数の合計は132件で、前年度に比べて29件の減少、契約金額では47億9,200万円で、20億7,600万円の大幅な増額となっております。

完工高を担当課別に見ますと、特に増えているのが建設部下水道課で、この大幅な増額は令和4年度でPPP事業の大館市公共下水道工事〔川口・立花工区〕が終了したためです。また、観光交流スポーツ部スポーツ振興課の増額については、長根山陸上競技場公認改修工事が完成したことによるものであります。

詳細は一覧となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

「その他」についての説明は以上です。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできます。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

委員D： 工事検査結果調書についてですが、132件の検査の中で中間検査1件となっており、少ないように見受けられます。中間検査はどのような基準で実施しているのか教えてください。

事務局： 中間検査の基準については、工事検査実施要領で「完成後では出来栄や品質の確認が困難な場合に行う検査」と規定しており、発注課の監督職員が行う段階確認をもって中間検査に代えることができるものとしております。このため、発注課の監督職員が段階確認をしていれば、あえて中間検査を行っておりません。

ただし、工事途中の部分使用や、補助金の関係で完成報告書等が必要な場合は、発注課の依頼により中間検査を行います。参考までに6月21日から診療を開始している総合病院の仮設救急棟は、先週中間検査を行ったところであります。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(意見等なし)

4. 閉会

委員長： なければ、本日の議事につきましては、これをもって終了といたします。